

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（公営住宅法関係規定抜粋）

第七章 国土交通省関係

（公営住宅法の一部改正）

第三十二条 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「定める」の下に「基準を参酌して事業主体が条例で定める」を加える。

第二十三条を次のように改める。

（入居者資格）

第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める

金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

第二十四条第二項中「前条第二号ロに掲げる」を「第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる」に、「同条各号（老人等にあつては、同条第二号及び第三号）」を「前条各号」に改め、「なお」を削る。

第二十七条第五項中「親族」の下に「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を加える。

附則第十五項を削る。

附則第十六項中「前項」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域内」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第六条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条(道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る。)、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条から第七条まで、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。)、第三十七条、第三十八条、第四十条及び第四十三条の規定 平成二十三年四月一日

三・四 (略)

(公営住宅法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第三十二条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改

正後の公営住宅法（以下この条において「新公営住宅法」という。）第五条第一項又は第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同条第一項又は第二項の国土交通省令で定める基準は、同条第一項又は第二項の条例で定める整備基準とみなす。

2 第三十二条の規定の施行の際現に工事中の公営住宅又は共同施設については、新公営住宅法第五条第一項又は第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第三十二条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新公営住宅法第二十三条第一号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、公営住宅の入居者の資格については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、第三十二条の規定による改正前の公営住宅法第二十三条中「次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者（次条第二項において「老人等」という。）にあつては、第二号及び第三号）」とあるのは、「第二号及び第三号」とする。

（政令への委任）

第二十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政

令で定める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第三十四条 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第二十三条第三号」を「第二十三条第二号」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第三十七条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十九条第四号中「第四条第一項」を「第四条第六項」に改める。

第二十九条第一項中「(同条に規定する老人等にあつては、同条第二号及び第三号)」を削る。

理由

地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、内閣府本府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを規定している関係法律を改正する等、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文（公営住宅法関係規定抜粋）
 ○ 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）（抄）（第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（整備基準）</p> <p>第五条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならない。</p> <p>2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（入居者資格）</p> <p>第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。</p>	<p>（整備基準）</p> <p>第五条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める整備基準に従い、行わなければならない。</p> <p>2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（入居者資格）</p> <p>第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者）（次条第二項において「老人等」という。）にあつては、第二号及び第三号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第二十七条第五項及び附則第十五項において同じ。）があること。</p> <p>二 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。</p>

イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(入居者資格の特例)

第二十四条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別

イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合 入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ 公営住宅が、第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は第八条第一項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 イ又はロの政令で定める金額のいずれをも超えない範囲内で政令で定める金額

三 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(入居者資格の特例)

第二十四条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第二号ロに掲げる公営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつ

の財政援助等に関する法律第二十二條第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は第八條第一項各号のいずれかに該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を失つた者でなければならぬ。

(入居者の保管義務等)

第二十七條 公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

254 (略)

5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)以外の者を同居させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。

6 (略)

附則

1514 (略)

ては、同条第二号及び第三号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならぬ。

(入居者の保管義務等)

第二十七條 公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

254 (略)

5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。

6 (略)

附則

1514 (略)

15) 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二條第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域内の公営住宅に係る第二十三條の規定の適用については、当該公営住宅の入居者が

15| 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）
第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域内の公営住
宅に係る第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「その耐用
年限の四分の一を経過した場合において特別の事由のあるときは」とあ
るのは、「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条
第一号の条件を具備する者とみなす。
16| 当分の間、前項の公営住宅に係る第四十四条第一項の規定の適用につ
いては、同項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合において特別
の事由のあるときは」とあるのは、「その耐用年限の四分の一を経過し
た場合においては」とする。

改 正 案	現 行
<p>（公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例）</p> <p>第二十一条 第五条第一項第一号の災害により相当数の住宅が滅失した市町村で滅失した住宅の戸数その他の住宅の被害の程度について国土交通省令で定める基準に適合するもの（以下「住宅被災市町村」という。）の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住していた者及び住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業その他国土交通省令で定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害の発生した日から起算して三年を経過する日までの間は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）<u>第二十三条第二号</u>（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第二十三条各号（住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなす。</p>	<p>（公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例）</p> <p>第二十一条 第五条第一項第一号の災害により相当数の住宅が滅失した市町村で滅失した住宅の戸数その他の住宅の被害の程度について国土交通省令で定める基準に適合するもの（以下「住宅被災市町村」という。）の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住していた者及び住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業その他国土交通省令で定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害の発生した日から起算して三年を経過する日までの間は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）<u>第二十三条第三号</u>（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第二十三条各号（住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなす。</p>

改正案	現行
<p>（機構の意見の聴取）</p> <p>第十九条 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意をした特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 下水道法第四條第六項の公共下水道の事業計画の変更</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（公営住宅への入居）</p> <p>第二十九条 機構は、賃貸住宅の建替えに併せて公営住宅が整備される場合において、従前居住者で公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者が当該公営住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（機構の意見の聴取）</p> <p>第十九条 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意をした特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 下水道法第四條第一項の公共下水道の事業計画の変更</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（公営住宅への入居）</p> <p>第二十九条 機構は、賃貸住宅の建替えに併せて公営住宅が整備される場合において、従前居住者で公営住宅法第二十三条各号（同条に規定する老人等にあつては、同条第二号及び第三号）に掲げる条件を具備する者が当該公営住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。</p> <p>2 （略）</p>